

宗教者の養成と社会福祉

——神社神道との関わりから——

藤本頼生

はじめに

現在、1998（平成10）年より施行された特定非営利法人促進法、いわゆるNPO法により、環境や福祉、芸術など特定の目的に特化したボランティア団体が多く設立され、法人格を取得して、それぞれの地域において市民活動が行なわれている。また近年の市民活動では、「町並み保存」、「歴史的建物再生」、「環境保存」あるいは「まちづくり」といった自らのコミュニティ、まちづくりに関わるものが多く、現在、日本全国で町並み保存に関する団体が200以上、NPO法人のうちの約8割が「まちづくり」に関係するものであることが知られている。こうした状況は人々が自らの住む場所に何らかの愛着をもち、心の拠り所を求めている証左でもあるといえよう。

さらには2002（平成14）年より施行された介護保険法により、各市町村の介護福祉施策について住民の主体的な参加が求められることとなった。これらは、今後いわゆる町内会や自治会という地域社会における相互扶助的な役割を果たしてきた組織においてもその活動の転換や変更を及ぼすものと見られており、祭りなどをはじめ神社の諸行事などに主体的に関わってきた町内会や自治会などの組織のあり方にも少なからず影響を及ぼすことが考えられる。さらには介護福祉計画と同様に市町村が住民参加をもとに策定する地域福祉計画、はたまた「まちづくり100人委員会」などの都市計画のマスタープラン策定のための委員会などは、高齢者、子どもたちを含め、自らあるべき「まち」の姿を求めようとする動きの一つである。

こうした福祉やまちづくりに関する動きに対して、地域住民の結びつきの一つとして公共性を重んじてきた神社、そしてそこに携わる神職はいかなる活動

を行なってきたのか、またいかなる社会参加、社会貢献活動を行なってきたのかという点についてはこれまで若干の言及を除いては取り上げられてこなかった。本稿ではこの点を神職養成と教化活動をキーワードに神職の行なう社会活動と福祉との関わりという観点を踏まえながら、若干の考察を試みることにあ

1 神職養成・研修の面からみた社会福祉

神社の神職として任用され、その後長きにわたって神明に奉仕する神職がその宗教者としての立場以外にどのような社会的立場、社会に対していかなる役割を担ってきたかという点については神職の資質向上という問題と密接に関わりを持つものであり、広くは宗教者としての資質と社会的立場の向上ということとも繋がるものである。しかし、この点については牟禮仁氏の指摘や、拙稿にて数値的なデータの考察から指摘した以外には、これまで神社界の内部組織的な調査が詳細に行なわれてきていないことなどもあって論及が殆どない¹⁾。そのため、神職の行なう社会活動と福祉との関わりについて述べる前に神職養成の課題について若干触れておかねばならないと考える。

近年、神職養成（育成）における問題点としては、これまでに前出牟禮氏が指摘しているところであり、本書第1部のシンポジウム記録においてもあらためて松本丘氏が提示している。松本氏によれば、近年の問題点として①神職の資質向上という問題、②近年の神職数の横ばい傾向を如何に見るか、③神職数の地域格差と神職の速成要望、④神職後継者育成の問題、④神職資格取得数と奉職状況の推移、⑤女子神職養成と奉職問題という5点があり、これらに伴って神社本庁では近年養成課程、研修カリキュラムの見直し、階位（神職資格）授与課程の改変などが行なわれてきたとしている。

しかしながら、戦後、人口の東京一極集中が進む中で都市と郊外における過疎、過密化という問題もあり、さらには産業構造の変化、それに伴う神社の経済的基盤の変化という問題や我が国の高度経済成長に伴う神職自身の専業、兼業（兼職）の有無という問題、別の職業に就いた神職子弟の資格取得の困難さなど、社会的環境の変化や神社界の内的・外的状況の変化に神社界自身がうまく対応しきれていないという状況にある²⁾。

この点は前出の牟禮氏が指摘するように神職数の推移と神社数の推移を考察することにより若干ながら窺い知ることができる。また拙稿でも指摘したように社会福祉事業への神職の従事数の変化においても窺い知ることができる³⁾。

こうした内的、外的要因による社会状況の変化に対して、神社本庁では神職養成の面で神職の資格取得において、取得した資格によって一定期間の養成カリキュラムが設けられるとともに神職任用後の研修システムにおいて対応しようとしている。例えば神社本庁研修所での研修回数は年間31回、のべ1,820人が受講しており、地方神社庁研修所での研修に至っては675回、13,958人（いずれも平成16年度『神社本庁研修所報』より）と一定のカリキュラムに基づいて神職としての素養、資質の向上、また生涯学習的な目的をも含んだ研修制度が整えられている⁴⁾。

また社会福祉に関する面での研修や養成という面に関していえば、一例として教誨師の場合、現任教誨師を対象にした研修会が毎年実施されており、さらには近年、養成研修会も行われていることから、司法福祉分野における一定の人材供給という面で成果を挙げているといえよう。しかしながら、保護司や民生委員・児童委員、調停委員や人権擁護委員などの養成、研修については、主として個々の人的資質や社会貢献、地域社会における個々の関係性に拠るところが大きく、単に養成のための研修などを重ねることをもってしてその地位につくことが難しい面がある。そのため、そうした研修会の開催はなく、数値的なデータの把握に留まっている。この点は課題点の一つであろう。

2 社会福祉活動に対する神社神道の教学・理念

次に、神社神道における社会参加、社会貢献、その中で特に社会福祉活動に関わる活動を述べようとするならば、まずは神社本庁の教化活動の側面から見ていく必要がある。

私見ではあるが、神社界において福祉として、あまり意識してはいないにも関わらず、教化活動の中から福祉的活動に分類できるものは多々あると考え⁵⁾。神社本庁では、かつて『神道と福祉』という冊子を発行しており、その冊子の中には、平井直房氏が、庄本光政氏の著した『神道教化概説』を資料に、神社本庁の社会福祉活動を教化的な側面から論じているが、なお検討